

# 安全管理体制の構築

## 1. 安全管理体制の組織図・責任者

- 1) 安全管理体制の組織図
- 2) 安全管理体制の責任者を病院長とする

## 2. 安全管理のための委員会

### 1) 安全管理対策委員会規約に準ずる

#### ① 安全管理対策委員会の委員

原則として委員会は、病院長（医局）、看護部、薬剤部、診療支援部、栄養科、検査科事務部、その他委員会が必要と認める者で構成する。

委員長に事故等があるときは、病院長が指名する者がその職務を代行する。

#### ② 委員長

委員長は、院長とする。

#### ③ 委員会の所掌業務

安全管理対策委員会は、主として以下の業務を負う。

- ・安全管理対策要綱の作成及び改廃
- ・事故に関する情報収集・分析・対応とその評価を行う。
- ・事故報告に基づく原因調査と問題点の改善策の検討をおこなう。
- ・事故報告システムの確立を図る。
- ・適切な職場環境と労務の管理体制を整える。
- ・事故防止への啓発と教育研修をおこなう。
- ・事故防止対策のチェックパトロールをおこなう。
- ・委員会決定事項の全職員への周知徹底をおこなう。
- ・安全管理対策委員会が必要とする事業活動をおこなう。

平成24年9月1日から施行する。

医療法人水の木会下関病院 医療安全管理対策委員会

#### ④ 委員会の開催

委員会は、原則、毎月1回、第4金曜日午後1時に開催する。また臨時委員会を開催することができる。

#### ⑤ 参考人の招集

委員会が必要と認めるときは、関係職員ならびに関係業者の出席を求め、意見を聴取することができる。

#### ⑥ 委員会の記録およびその他の庶務

委員会の開催記録は委員が行う。

職員研修など医療安全活動に係わる各種記録は、教育委員会と共同で行う。

その他の庶務は委員長の命令で行なう。

#### ⑦ 委員会の下部組織

委員会は、医療安全活動を実効性のあるものにするため、委員会の下部組織として医療安全リンクナースを設置する。

## 【医療安全リンクナース】

### ◆目的

委員会の所掌業務を支援・補完すること  
医療安全活動の職員周知

### ◆メンバー

各病棟1名

### ◆業務内容

医療事故、インシデント等の原因分析および予防・再発防止策の検討と提言  
医療事故、インシデント等に関する諸記録の点検  
医療安全活動のための啓発、広報  
委員会に対する各種勧告案の検討

2) 安全管理対策委員会は次の内容の協議・推進を行う

- ① 本院の医療安全管理体制に関する基準の見直し
- ② 医療事故、ヒヤリハット等に関する資料の収集と職員への周知
- ③ 職員研修の企画
- ④ 医療事故発生時の対応管理及び再発防止のための対策立案、推進

3) 医療事故発生時は、事実関係の把握のため、関係者に報告又は、資料の提出を求める

4) 職種・職位等に関わらず、職員が医療事故防止に関して自由に発言できるものとする

5) 委員は、その職務に関して知り得た医療事故の情報を許可なく、院外の第三者に公開してはならない